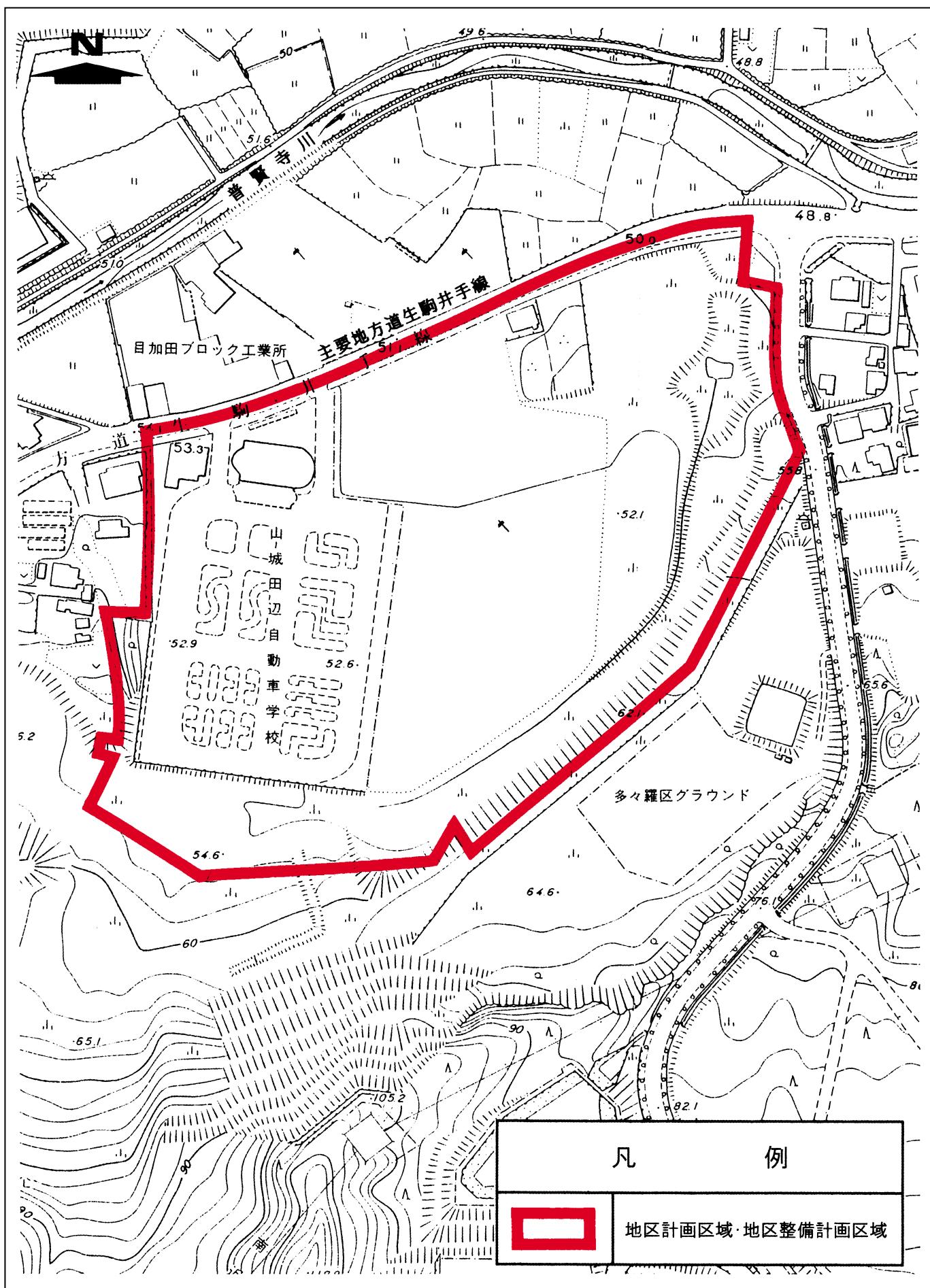


中島地区地区計画

名 称	中島地区地区計画	
位 置	京田辺市普賢寺中島及び多々羅住建寺の各一部	
面 積	約 7. 1 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、市南部の同志社大学及び南田辺北地区の間に位置し、主要地方道生駒井手線に接していることから、今後民間事業者による生活・沿道サービス施設の立地が見込まれる区域である。 したがって、地区計画を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な市街地環境を形成、保持することを目標とする。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針としては、周辺に商業施設が少ないことから、普賢寺地区や同志社大学等を訪れる人々の利便性を向上させる商業地区の形成を図る。また、主要地方道生駒井手線の利便を向上する沿道サービス施設の立地を図る。 建築物等の整備の方針としては、地域住民、幹線道路、学研地区の利便性を考慮した、用途の制限を図るとともに、機能的な商業、業務、サービス活動が図れる地区として、良好な環境が形成されるよう規制誘導する。
建築物等に整備計画する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に存する建築物の敷地に、現に存する建築物と同種の用途に供する建築物を建築する場合は適用しない。 (1) 建築基準法別表第2（～）項に掲げる建築物 (2) 住宅及び長屋 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 住宅又は共同住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (5) 畜舎（ペットショップは除く。） (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	2 h a ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しなくなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適用しない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、以下のとおりとする。 ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に存する建築物については、当該規定は適用しない。 (1) 道路の境界線 1.0m (2) その他の隣地境界線 0.5m

「区域、地区整備計画の区域は位置図表示のとおり」

位置図



【注意】本図は地区整備計画区域の概略を示したもので詳細は「建設部 計画交通課」にお問い合わせ下さい。